

44. 社会保険とは何ですか？どのような人が対象になりますか？

社会保険とは、健康保険、厚生年金保険、介護保険のことをいいます。社会保険はまず、資格を取得する際に、保険料が決まりますが、その後は毎年 7 月に管轄の年金事務所に「算定基礎届」というものを提出します。そこで、各人別に直近の 3 ヶ月の賃金を基にして「標準報酬月額」というものを定め、その「標準報酬月額」に応じて社会保険料を計算します。NPO 法人はその社会保険料を給与から差し引き、翌月末に事業主(NPO 法人)の負担分といっしょに納付します(通常は、年金事務所から計算書が届き、自動的に預金口座から引き落とされます)。

役員を含めて、有給の人は、基本的に社会保険の対象者となります。しかし、パートタイム労働者については、労働時間及び労働日数が通常の有給職員のおおむね 4 分の 3 未満である場合には社会保険の対象とはなりません。